

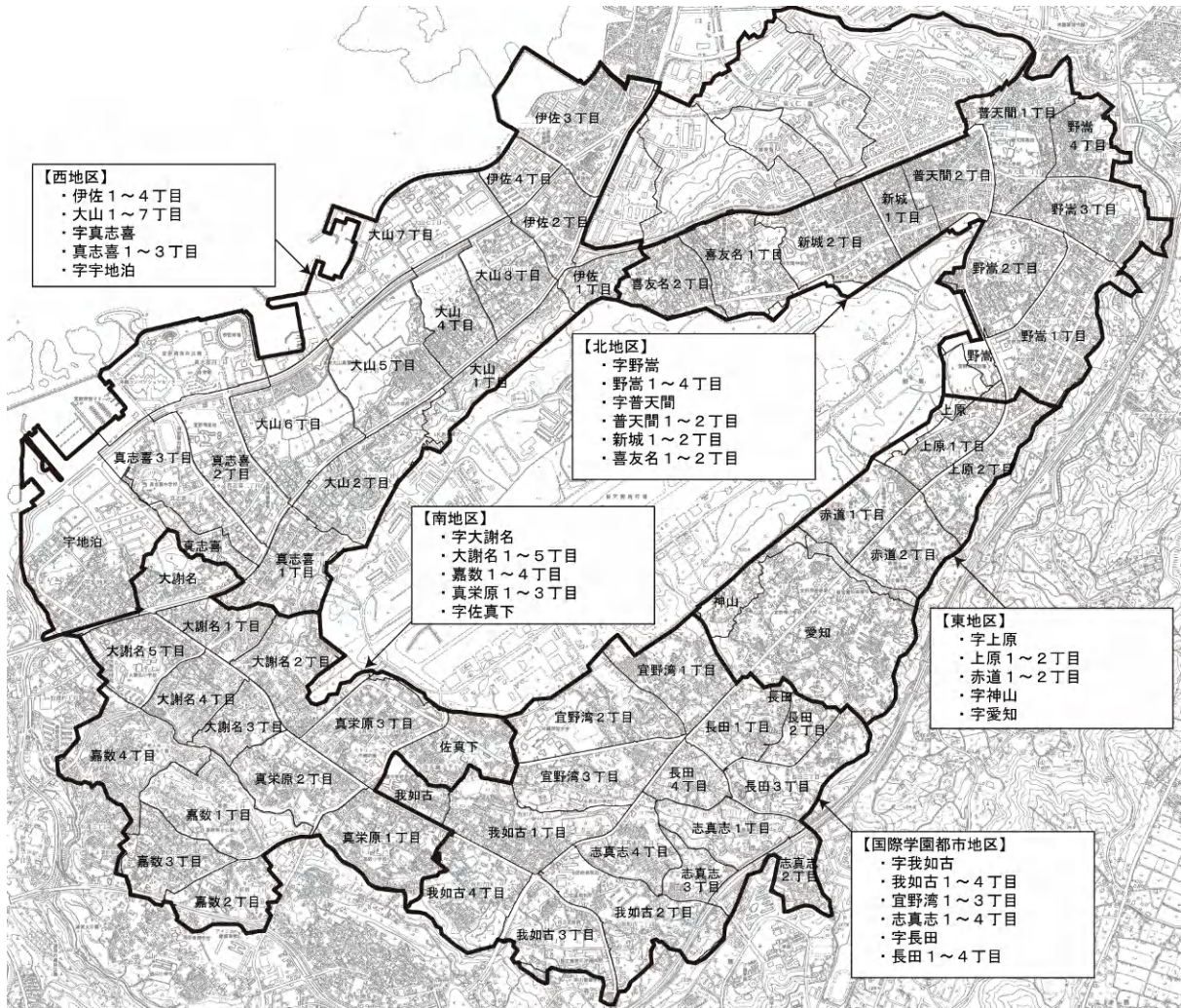
第5章 地区別墓地整備の方針

墓地の将来像を実現するには、より地域の実情を加味した地区レベルでの視点を取り入れる必要があります。計画対象区域を5地区に分け、その地域ごとに現況と課題を把握し、取り組むべき計画内容を示します。

地区区分は、都市計画マスタープランとの整合を考え、北地区、西地区、南地区、国際学園都市地区、東地区の5地区に区分します。

なお、駐留軍用地となっているキャンプ瑞慶覧及び普天間飛行場は、返還後はキャンプ瑞慶覧は北地区に編入し、普天間飛行場は新たな（仮称）普天間地区として地区設定を行います。

図 5-1 地区区分図



5-1 北地区の墓地整備の方針

(1) 北地区の現況

1) 地域特性	2) 行政区												
<p>○北地区は、宜野湾市役所等の行政施設があり、本市の中心的な地区です。</p> <p>○平成 22 年国勢調査における地区の人口は、19,029 人で、平成 17 年から約 2.9%減少しています。</p> <p>○世帯数は、7,259 世帯で 1 世帯当たり人員は約 2.6 人です。</p>	<p>○野嵩 1 区～3 区</p> <p>○普天間 1 区～3 区</p> <p>○新城区</p> <p>○喜友名区</p>												
4) 上位・関連計画	3) 土地利用状況												
<p>○宜野湾市都市計画マスタープランでは、地域のまちづくり目標を「伝統文化と調和したにぎわいのあるまちづくり」と設定しています。</p>	<p>○土地利用は主に、住宅用地、公共・公益用地で構成されます。</p>												
6) 墓地の立地状況	5) 墓地の将来推計												
	<p>○10 年後（平成 34 年）の墓地需要数は 365 基、墓地需要面積は 3,869m²です。</p> <p>○20 年後（平成 44 年）の墓地需要数は 750 基、墓地需要面積は 7,950m²です。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th>立地状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>墓地数</td> <td>1,117 基</td> </tr> <tr> <td>地域別基数</td> <td>喜友名 233 基、普天間 145 基、野嵩 666 基、新城 73 基</td> </tr> <tr> <td>墳墓の形態</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「家型墓」が 849 基（76.0%） ・「亀甲墓」が 83 基（7.4%） </td> </tr> <tr> <td>管理状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「管理されている墓地」が 1,045 基（93.6%） ・「管理されていない墓地」が 72 基（6.4%） </td> </tr> <tr> <td>立地場所の状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「周りはお墓がある」が 877 基（78.5%） ・「山林・原野に立地」が 478 基（42.8%） </td> </tr> </tbody> </table>		項目	立地状況	墓地数	1,117 基	地域別基数	喜友名 233 基、普天間 145 基、野嵩 666 基、新城 73 基	墳墓の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・「家型墓」が 849 基（76.0%） ・「亀甲墓」が 83 基（7.4%） 	管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理されている墓地」が 1,045 基（93.6%） ・「管理されていない墓地」が 72 基（6.4%） 	立地場所の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「周りはお墓がある」が 877 基（78.5%） ・「山林・原野に立地」が 478 基（42.8%）
項目	立地状況												
墓地数	1,117 基												
地域別基数	喜友名 233 基、普天間 145 基、野嵩 666 基、新城 73 基												
墳墓の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・「家型墓」が 849 基（76.0%） ・「亀甲墓」が 83 基（7.4%） 												
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理されている墓地」が 1,045 基（93.6%） ・「管理されていない墓地」が 72 基（6.4%） 												
立地場所の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「周りはお墓がある」が 877 基（78.5%） ・「山林・原野に立地」が 478 基（42.8%） 												

7) 地域住民の意向

項目	内 容
墓地所有状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「市内・市外にある」が110人(63.6%) ・「ない」が62人(35.8%)
墓地取得の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・「わからない/未定」が62人(35.8%) ・「取得する意向」がある人は32人(18.5%)
希望する墓地の経営主体	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人・家族・親族で墓地を取得したい」が45人(42.1%) ・「公共が管理する霊園を使用したい」が40人(37.4%)
墓地の今後のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たに作られる墓地は決められた場所に集約すべき」が78人(45.1%) ・「既存の墓地でも場合によっては移転し集約すべき」が53人(30.6%)
墓地の集約場所	<ul style="list-style-type: none"> ・「基地返還後の跡地」が58人(33.5%) ・「住宅地から離れている場所」が53人(30.6%)
墓地の形式のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい」が68人(39.3%) ・「永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい」が61人(35.3%)
墓地に感じていること	<ul style="list-style-type: none"> ・「見慣れた景色の一部で、特に何も感じない」が80人(46.2%) ・「生活環境や衛生・防犯などの面で良くない」が60人(34.7%)

(2)北地区における墓地課題

1) 墓地の適正管理に関する課題
<p>○生活環境への問題を感じている住民が3割以上おり、特に夏場は植物が繁茂し墓地から周辺の住宅へ進出している箇所も見られることから、墓地の清掃を促すなどの管理徹底を図る必要があります。</p> <p>○何年も管理されずに無縁化していると想定される墓地が72基(6.4%)あり、周辺環境の悪化を招く可能性があります。</p>
2) 墓地需要に関する課題
<p>○平成44年までに750基の墓地需要が見込まれます。</p> <p>○本地区には宜野湾市営野嵩霊園がありますが、区画数は埋まっている状態で今後発生する墓地需要の受け皿としては難しい状況にあります。</p> <p>○個人墓地の取得意向が4割を占めているものの、公営墓地の意向も3割います。また、永代供養をしてくれる施設型共同墓を利用したいが35.3%いることから、公営墓地整備への期待が高いことがうかがえます。</p>
3) 適正な墓地立地の規制・誘導に関する課題
<p>○本地区の墓の立地状況は、約8割が墓地として集積しており、特に問題はないと言えます。</p> <p>○墓地立地のあり方について、新たな墓地も既存の墓地も規制すべきが7割以上を占めていることから、厳しい立地規制を行い、良好な生活環境を維持する必要があります。</p> <p>○永代供養をしてくれる施設型共同墓を利用したいが35.3%いることから、規制・誘導によって移転する墓地の受け皿となる、少ない面積で多くの遺骨を収容できる施設型共同墓の検討が必要です。</p>

(3)北地区の墓地整備の方針

1) 墓地の適正管理
<p>○所有墓地の適正管理の啓発に努め、周辺環境を著しく悪化している墓地については、改善等の指導を行います。</p> <p>○墓地が無縁化しないよう、所有者の把握や生前に次の代への継承を推進します。</p> <p>○既は無縁化している墓地に関しては、新規墓地用地として活用できるよう改葬等を検討します。</p>

2) 新たな墓地需要への対応

- 平成 44 年までに 750 基の墓地需要が見込まれます。
- 新たな墓地需要に対しては、既に墓地が集積している場所に設置するよう促します。

3) 適正な墓地立地の規制・誘導

- 墓地立地の規制について周知徹底を図り、無許可で墓地が造られることのないよう努めます。

凡 例

- 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）
 ※該当無し
- 地域森林計画の対象民有林（森林法）
 保安林（森林法） ※該当無し
- 地すべり防止区域（地すべり等防止法） ※該当無し
- 急傾斜地崩壊危険区域
 （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
 ※該当無し
- 市街化区域・用途地域（都市計画法）
- 市街化調整区域（都市計画法）
- 既存墓地

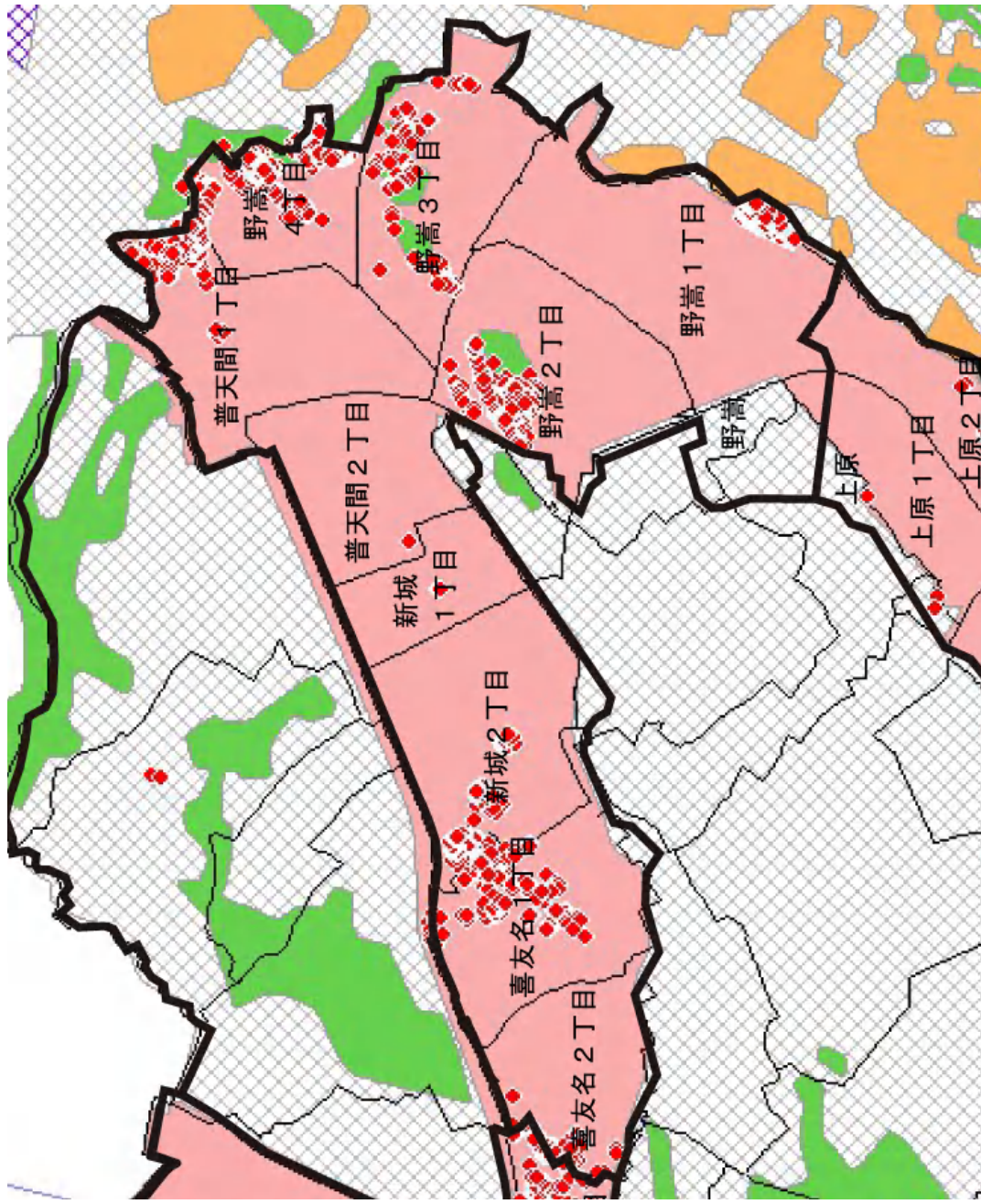


図5-1-1 北地区の墓地分布状況

5-2 西地区の墓地整備の方針

(1) 西地区の現況と課題

1) 地域特性	2) 行政区
<p>○西地区は、旧来からの居住地域と、湾岸沿いに新たに整備が進んだ西海岸コンベンションエリア等が融合した地域です。</p> <p>○平成 22 年国勢調査における地区の人口は、19,480 人で、平成 17 年から約 4.4%増加しています。</p> <p>○世帯数は、7,673 世帯で1世帯当たり人員は約 2.5 人です。</p>	<p>○伊佐区</p> <p>○宇地泊区</p> <p>○真志喜区</p> <p>○大山区</p>
	3) 土地利用状況
	○土地利用は主に、住宅用地、商業用地、農業用地、公共・公益用地からなります。
4) 上位・関連計画	5) 墓地の将来推計
○宜野湾市都市計画マスタープランでは、地域のまちづくり目標を「夕日に映える景観都市づくり」と設定しています。	<p>○10年後（平成 34 年）の墓地需要数は 365 基、墓地需要面積は 3,322m²です。</p> <p>○20年後（平成 44 年）の墓地需要数は 755 基、墓地需要面積は 6,871m²です。</p>
6) 墓地の立地状況	
項目	立地状況
墓地数	769 基
地域別基数	宇地泊 206 基、真志喜 80 基、伊佐 110 基、大山 373 基
墳墓の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・「家型墓」が 387 基 (50.3%) ・「亀甲墓」が 231 基 (30.0%)
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理されている墓地」が 735 基 (95.6%) ・「管理されていない墓地」が 34 基 (4.4%)
立地場所の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「周りはお墓がある」が 744 基 (96.7%) ・「市街地や集落に隣接して立地」が 567 基 (73.7%)

7) 地域住民の意向

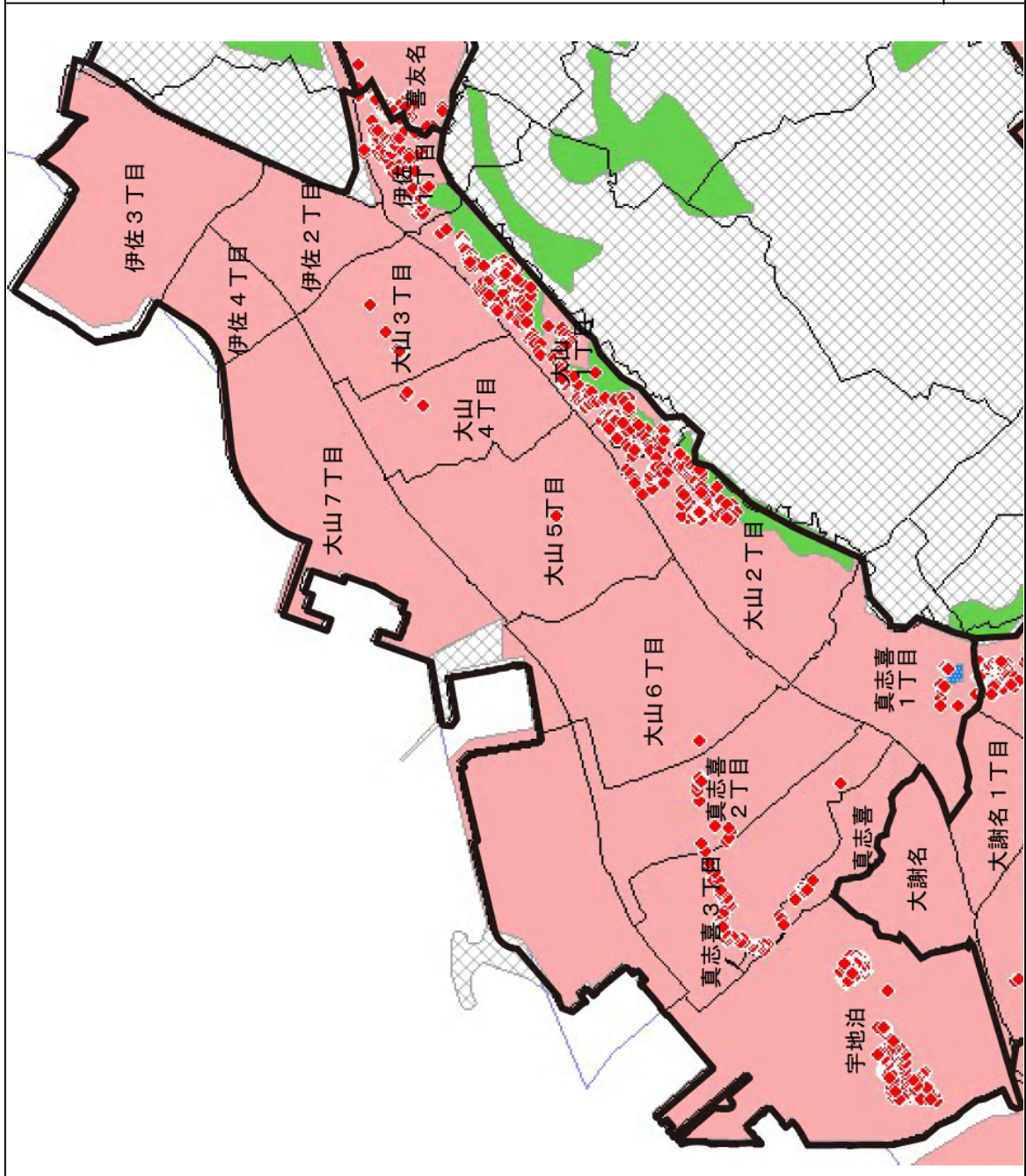
項目	立地状況
墓地所有状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「市内・市外にある」が 94 人 (52.5%) ・「ない」が 83 人 (46.4%)
墓地取得の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・「わからない/未定」が 58 人 (32.4%) ・「取得する意向」がある人は 53 人 (29.6%)
希望する墓地の経営主体	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共が管理する霊園を使用したい」が 43 人 (36.8%) ・「個人・家族・親族で墓地を取得したい」が 40 人 (34.2%)
墓地の今後のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たに作られる墓地は決められた場所に集約すべき」が 93 人 (52.0%) ・「既存の墓地でも場合によっては移転し集約すべき」が 46 人 (25.7%)
墓地の集約場所	<ul style="list-style-type: none"> ・「基地返還後の跡地」が 59 人 (33.0%) ・「既存の墓地が集積する地区」が 52 人 (29.1%)
墓地の形式のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい」が 74 人 (41.3%) ・「永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい」が 65 人 (36.3%)
墓地に感じていること	<ul style="list-style-type: none"> ・「見慣れた景色の一部で、特に何も感じない」が 74 人 (41.3%) ・「生活環境や衛生・防犯などの面で良くない」が 67 人 (37.4%)

(2)西地区における墓地課題

1) 墓地の適正管理に関する課題
<p>○本地区の墓の立地状況は、市街地や集落に隣接しているものが7割以上あり、住宅と墓地が混在している状況です。</p> <p>○生活環境への問題を感じている住民が3割以上おり、墓地の清掃を促すなどの管理徹底を図る必要があります。</p> <p>○何年も管理されずに無縁化していると想定される墓地が34基(4.4%)あり、改葬等の措置が必要です。</p> <p>○大山地区は亀甲墓等の歴史・文化的に価値の高い墓地があることから、保全・継承していく必要があります。</p>
2) 墓地需要に関する課題
<p>○平成44年までに755基の墓地需要が見込まれます。</p> <p>○墓地の経営主体としては、公営墓地が36.8%で個人墓地を上回る意向となっており、公営墓地による供給が求められています。</p>
3) 適正な墓地立地の規制・誘導に関する課題
<p>○上位・関連計画で景観都市づくりを位置づけており、周辺環境との調和が必要です。</p> <p>○墓地立地のあり方について、新たな墓地も既存の墓地も規制すべきが7割以上を占めていることから、厳しい立地規制を行い、良好な生活環境を維持する必要があります。</p>

(3)西地区の墓地整備の方針

1) 墓地の適正管理
<p>○所有墓地の適正管理の啓発に努め、特に、住宅と隣接している墓地については緑化を促すなど、周辺環境へ配慮するよう指導を行います。</p> <p>○亀甲墓等の歴史・文化的に価値の高い墓地は保全・継承し、墓地が無縁化しないよう適正な管理を推進します。</p>
2) 新たな墓地需要への対応
<p>○新たな墓地需要に対しては、既に墓地が集積している場所に設置するよう促します。</p>
3) 適正な墓地立地の規制・誘導
<p>○墓地立地の規制について周知徹底を図り、無許可で墓地が造られることのないよう努めます。</p> <p>○コンベンションエリア等の観光地的な役割をもつ地区には極力墓地を造らないようにするか、造る場合でも緑化により周りから見えないように配慮します。</p>



凡 例

- 農用地区域 (農業振興地域の整備に関する法律)
- ※該当無し
- 地域森林計画の対象民有林 (森林法)
- 保安林 (森林法) ※該当無し
- 地すべり防止区域 (地すべり等防止法) ※該当無し
- 急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)
- ※該当無し
- 市街化区域・用途地域 (都市計画法)
- 市街化調整区域 (都市計画法)
- 既存墓地

図5-2-1 西地区の墓地分布状況

5-3 南地区の墓地整備の方針

(1) 南地区の現況

1) 地域特性	2) 行政区												
<p>○南地区は、日常生活に密着した商業核と住宅地からなる地区です。高台から海辺へかけては良好な景観を呈しています。</p> <p>○平成 22 年国勢調査における地区の人口は、18,798 人で、平成 17 年から約 2.0%増加しています。</p> <p>○世帯数は、7,090 世帯で1世帯当たり人員は約 2.7 人です。</p>	<p>○嘉数区</p> <p>○嘉数ハイツ区</p> <p>○真栄原区</p> <p>○大謝名区</p> <p>○上大謝名区</p>												
4) 上位・関連計画	3) 土地利用状況												
<p>○宜野湾市都市計画マスタープランでは、地域のまちづくり目標を「自然と眺望に恵まれた住みやすいまち」と設定しています。</p>	<p>○主な土地利用は、住宅用地、商業用地、公共・公益用地からなります。</p>												
6) 墓地の立地状況	5) 墓地の将来推計												
	<p>○10 年後（平成 34 年）の墓地需要数は 360 基、墓地需要面積は 4,752m²です。</p> <p>○20 年後（平成 44 年）の墓地需要数は 745 基、墓地需要面積は 9,834m²です。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th>立地状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>墓地数</td> <td>578 基</td> </tr> <tr> <td>地域別基数</td> <td>佐真下 9 基、真栄原 93 基、嘉数 238 基、大謝名 238 基</td> </tr> <tr> <td>墳墓の形態</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「家型墓」が 396 基 (68.5%) ・「亀甲墓」が 101 基 (17.5%) </td> </tr> <tr> <td>管理状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「管理されている墓地」が 561 基 (97.1%) ・「管理されていない墓地」が 17 基 (2.9%) </td> </tr> <tr> <td>立地場所の状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「周りはお墓がある」が 553 基 (95.7%) ・「市街地や集落の中に立地」が 371 基 (64.2%) </td> </tr> </tbody> </table>		項目	立地状況	墓地数	578 基	地域別基数	佐真下 9 基、真栄原 93 基、嘉数 238 基、大謝名 238 基	墳墓の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・「家型墓」が 396 基 (68.5%) ・「亀甲墓」が 101 基 (17.5%) 	管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理されている墓地」が 561 基 (97.1%) ・「管理されていない墓地」が 17 基 (2.9%) 	立地場所の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「周りはお墓がある」が 553 基 (95.7%) ・「市街地や集落の中に立地」が 371 基 (64.2%)
項目	立地状況												
墓地数	578 基												
地域別基数	佐真下 9 基、真栄原 93 基、嘉数 238 基、大謝名 238 基												
墳墓の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・「家型墓」が 396 基 (68.5%) ・「亀甲墓」が 101 基 (17.5%) 												
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理されている墓地」が 561 基 (97.1%) ・「管理されていない墓地」が 17 基 (2.9%) 												
立地場所の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「周りはお墓がある」が 553 基 (95.7%) ・「市街地や集落の中に立地」が 371 基 (64.2%) 												

7) 地域住民の意向

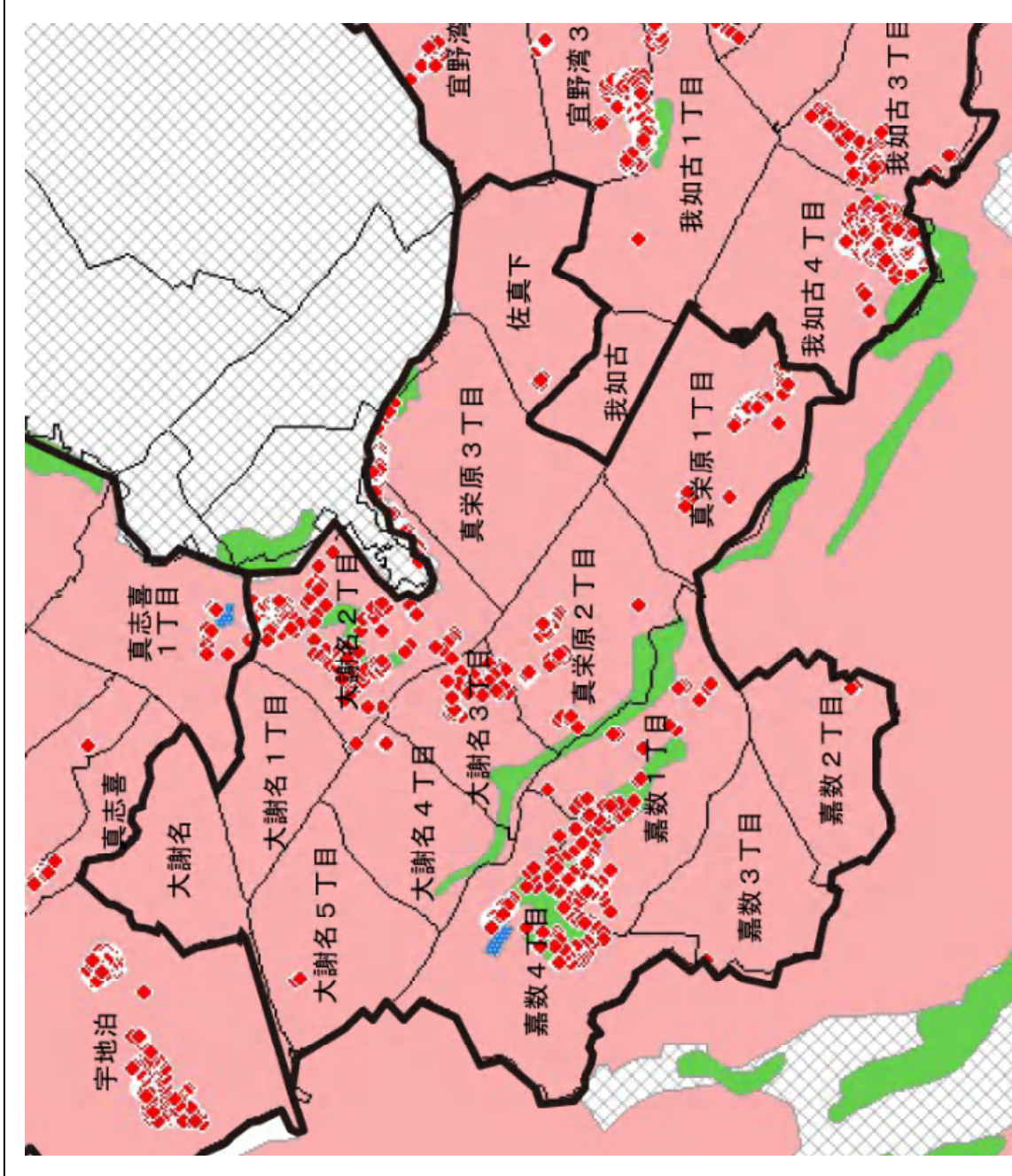
項目	立地状況
墓地所有状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「市内・市外にある」が 93 人 (62.0%) ・「ない」が 57 人 (38.0%)
墓地取得の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・「取得する意向」がある人は 40 人 (26.7%) ・「わからない/未定」が 36 人 (24.0%)
希望する墓地の経営主体	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人・家族・親族で墓地を取得したい」が 39 人 (43.8%) ・「公共が管理する霊園を使用したい」が 23 人 (25.8%)
墓地の今後のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たに作られる墓地は決められた場所に集約すべき」が 74 人 (49.3%) ・「既存の墓地でも場合によっては移転し集約すべき」が 48 人 (32.0%)
墓地の集約場所	<ul style="list-style-type: none"> ・「住宅地から離れている場所」が 49 人 (32.7%) ・「墓地返還後の跡地」が 47 人 (31.3%)
墓地の形式のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい」が 70 人 (46.7%) ・「永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい」が 51 人 (34.0%)
墓地に感じていること	<ul style="list-style-type: none"> ・「見慣れた景色の一部で、特に何も感じない」が 70 人 (46.7%) ・「生活環境や衛生・防犯などの面で良くない」が 49 人 (32.7%)

(2)南地区における墓地課題

1) 墓地の適正管理に関する課題
<p>○本地区の墓の立地状況は、市街地や集落の中に立地しているものが6割以上あり、住宅と墓地が混在している状況です。</p> <p>○生活環境への問題を感じている住民が3割で、墓の管理徹底を図る必要があります。</p> <p>○何年も管理されずに無縁化していると想定される墓地が17基(2.9%)あり、改葬等の措置が必要です。</p>
2) 墓地需要に関する課題
<p>○平成44年までに745基の墓地需要が見込まれます。</p> <p>○墓地の経営主体としては、個人墓地が4割を占めており、他地区よりも個人墓地所有の意向が高い傾向にあります。</p>
3) 適正な墓地立地の規制・誘導に関する課題
<p>○墓地立地のあり方について、新たな墓地も既存の墓地も規制すべきが8割以上を占めていることから、厳しい立地規制を行い、良好な生活環境を維持する必要があります。</p> <p>○墓地の集約場所については、住宅地から離れている場所を望む声が多く、大謝名をはじめとする散在している墓地の適正立地への誘導等も視野に入れて規制していく必要があります。</p>

(3)南地区の墓地整備の方針

1) 墓地の適正管理
<p>○所有墓地の適正管理の啓発に努め、特に、住宅や集落の中に立地している墓地については緑化を促すなど、周辺環境へ配慮するよう指導を行います。</p>
2) 新たな墓地需要への対応
<p>○新たな墓地設置に対しては、既に墓地が集積している地区に設置するよう促します。</p> <p>○墓地集約化のための受け皿となる、施設型共同墓等の整備を検討します。</p>
3) 適正な墓地立地の規制・誘導
<p>○墓地立地の規制について周知徹底を図り、無許可で墓地が造られることのないよう努めます。</p> <p>○墓地の散在が各所で見られ、今後は出来る限り墓地を集約化していくため、現在墓地が無い地域には極力墓地を造らないように促します。</p>



凡 例

- 農田地区域 (農業振興地域の整備に関する法律)
- ※該当無し
- 地域森林計画の対象民有林 (森林法)
- 保安林 (森林法) ※該当無し
- 地すべり防止区域 (地すべり等防止法) ※該当無し
- 急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)
- ※該当無し
- 市街化区域・用途地域 (都市計画法)
- 市街化調整区域 (都市計画法)
- 既存墓地

図5-3-1 南地区の墓地分布状況

5-4 国際学園都市地区の墓地整備の方針

(1) 国際学園都市地区の現況

1) 地域特性	2) 行政区												
<p>○国際学園都市地区は、沖縄国際大学があり、隣接して琉球大学も立地しています。</p> <p>○平成 22 年国勢調査における地区の人口は、23,361 人で、平成 17 年から約 4.7%増加しています。</p> <p>○世帯数は、10,349 世帯で1世帯当たり人員は約 2.3 人です。</p>	<p>○宜野湾区</p> <p>○長田区</p> <p>○我如古区</p>												
	3) 土地利用状況												
	<p>○主な土地利用は、住宅用地、公共・公益用地からなります。</p>												
4) 上位・関連計画	5) 墓地の将来推計												
<p>○宜野湾市都市計画マスタープランでは、地域のまちづくり目標を「さまざまな交流と活気あふれる学園都市づくり」と設定しています。</p>	<p>○10 年後（平成 34 年）の墓地需要数は 450 基、墓地需要面積は 4,095m²です。</p> <p>○20 年後（平成 44 年）の墓地需要数は 930 基、墓地需要面積は 8,463m²です。</p>												
6) 墓地の立地状況													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th>立地状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>墓地数</td> <td>671 基</td> </tr> <tr> <td>地域別基数</td> <td>宜野湾 283 基、志真志 42 基、我如古 346 基</td> </tr> <tr> <td>墳墓の形態</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「家型墓」が 547 基（81.5%） ・「亀甲墓」が 34 基（5.1%） </td> </tr> <tr> <td>管理状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「管理されている墓地」が 634 基（94.5%） ・「管理されていない墓地」が 37 基（5.5%） </td> </tr> <tr> <td>立地場所の状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「周りはお墓がある」が 647 基（96.4%） ・「市街地や集落に隣接して立地」が 492 基（73.3%） </td> </tr> </tbody> </table>		項目	立地状況	墓地数	671 基	地域別基数	宜野湾 283 基、志真志 42 基、我如古 346 基	墳墓の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・「家型墓」が 547 基（81.5%） ・「亀甲墓」が 34 基（5.1%） 	管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理されている墓地」が 634 基（94.5%） ・「管理されていない墓地」が 37 基（5.5%） 	立地場所の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「周りはお墓がある」が 647 基（96.4%） ・「市街地や集落に隣接して立地」が 492 基（73.3%）
項目	立地状況												
墓地数	671 基												
地域別基数	宜野湾 283 基、志真志 42 基、我如古 346 基												
墳墓の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・「家型墓」が 547 基（81.5%） ・「亀甲墓」が 34 基（5.1%） 												
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理されている墓地」が 634 基（94.5%） ・「管理されていない墓地」が 37 基（5.5%） 												
立地場所の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「周りはお墓がある」が 647 基（96.4%） ・「市街地や集落に隣接して立地」が 492 基（73.3%） 												

7) 地域住民の意向

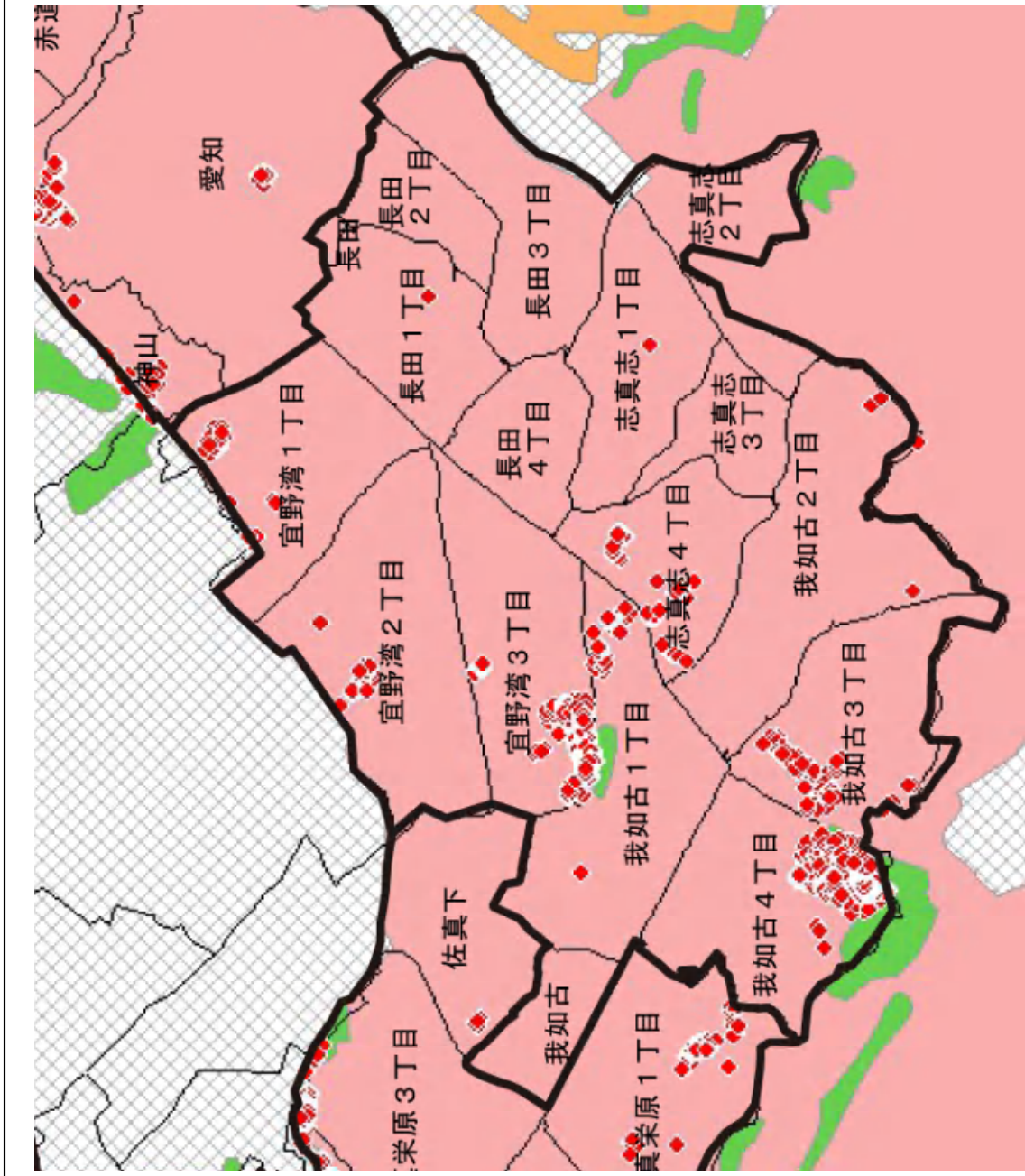
項目	立地状況
墓地所有状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「市内・市外にある」が 114 人 (57.0%) ・「ない」が 86 人 (43.0%)
墓地取得の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・「わからない／未定」が 61 人 (30.5%) ・「取得する意向」がある人は 38 人 (19.0%)
希望する墓地の経営主体	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共が管理する霊園を使用したい」が 44 人 (40.7%) ・「個人・家族・親族で墓地を取得したい」が 37 人 (34.3%)
墓地の今後のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たに作られる墓地は決められた場所に集約すべき」が 108 人 (54.0%) ・「既存の墓地でも場合によっては移転し集約すべき」が 53 人 (26.5%)
墓地の集約場所	<ul style="list-style-type: none"> ・「基地返還後の跡地」が 66 人 (33.0%) ・「既存の墓地が集積する地区」が 62 人 (31.0%)
墓地の形式のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい」が 79 人 (39.5%) ・「永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい」が 79 人 (39.5%)
墓地に感じていること	<ul style="list-style-type: none"> ・「見慣れた景色の一部で、特に何も感じない」が 89 人 (44.5%) ・「生活環境や衛生・防犯などの面で良くない」が 66 人 (33.0%)

(2)国際学園都市地区における墓地課題

1) 墓地の適正管理に関する課題
<p>○本地区の墓の立地状況は、ある程度集積しているものの、市街地や集落に隣接しているものが7割以上あり、住宅と墓地が混在している状況です。</p> <p>○生活環境への問題を感じている住民が3割以上おり、墓地の緑化や清掃等の管理徹底を図る必要があります。</p> <p>○何年も管理されずに無縁化していると想定される墓地が37基(5.5%)あり、改葬等の措置が必要です。</p>
2) 墓地需要に関する課題
<p>○平成44年までに930基の墓地需要が見込まれます。</p> <p>○墓地の経営主体としては、公営墓地が4割を占め、個人墓地を上回る意向を示しており、公営墓地による供給が求められています。</p> <p>○墓地の形式について、伝統的な沖縄の墓地形態の39.5%と同じだけ永代供養のできる施設型共同墓を利用したい意向があることから、新たな葬送による墓地供給のあり方を検討する必要があります。</p>
3) 適正な墓地立地の規制・誘導に関する課題
<p>○墓地立地のあり方について、新たな墓地も既存の墓地も規制すべきが8割を占めていることから、厳しい立地規制を行い、良好な生活環境を維持する必要があります。</p>

(3)国際学園都市地区の墓地整備の方針

1) 墓地の適正管理
<p>○所有墓地の適正管理の啓発に努め、特に、住宅と隣接している墓地については緑化を促すなど、周辺環境へ配慮するよう指導を行います。</p>
2) 新たな墓地需要への対応
<p>○公営墓地整備意向が高い結果となっていますが、本地区にはまとまった空地がなく、公営墓地の整備は困難であると想定されることから、新たな墓地需要に対しては、既に墓地が集積している場所に設置するよう促します。</p>
3) 適正な墓地立地の規制・誘導
<p>○墓地立地の規制について周知徹底を図り、無許可で墓地が造られることのないよう努めます。</p>



凡 例

- 農業地区域 (農業振興地域の整備に関する法律)
- ※該当無し
- 地域森林計画の対象民有林 (森林法)
- 保安林 (森林法) ※該当無し
- 地すべり防止区域 (地すべり等防止法) ※該当無し
- 急傾斜地崩壊危険区域
- (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)
- ※該当無し
- 市街化区域・用途地域 (都市計画法)
- 市街化調整区域 (都市計画法)
- 既存墓地

図5-4-1 国際学園都市地区の墓地分布状況

5-5 東地区の墓地整備の方針

(1)地区の現況と課題

1) 地域特性	2) 行政区
○東地区は、福祉センター、児童センター等の、文教・福祉施設が集積した地区です。	○愛知区 ○中原区
○平成 22 年国勢調査における地区の人口は、11,260 人で、平成 17 年から約 4.3%増加しています。	3) 土地利用状況
○世帯数は、3,999 世帯で1世帯当たり人員は約 2.8 人です。	○主な土地利用は、住宅用地、公共・公益用地からなります。
4) 上位・関連計画	5) 墓地の将来推計
○宜野湾市都市計画マスタープランでは、地域のまちづくり目標を「多世代が快適に過ごせるコミュニティ豊かなまちづくり」と設定しています。	○10 年後（平成 34 年）の墓地需要数は 215 基、墓地需要面積は 2,473m ² です。 ○20 年後（平成 44 年）の墓地需要数は 440 基、墓地需要面積は 5,060m ² です。
6) 墓地の立地状況	
項目	立地状況
墓地数	394 基
地域別基数	上原 157 基、赤道 45 基、愛知 83 基、神山 109 基
墳墓の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・「家型墓」が 321 基（81.5%） ・「破風墓」が 21 基（5.3%）
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理されている墓地」が 383 基（97.2%） ・「管理されていない墓地」が 11 基（2.8%）
立地場所の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「周りはお墓がある」が 365 基（92.6%） ・「市街地や集落の中に立地」が 199 基（50.5%）

7) 地域住民の意向

項目	立地状況
墓地所有状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「ない」が 48 人 (51.6%) ・「市内・市外にある」が 45 人 (48.4%)
墓地取得の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・「わからない/未定」が 29 人 (31.2%) ・「取得する意向」がある人は 21 人 (22.6%)
希望する墓地の経営主体	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共が管理する霊園を使用したい」が 24 人 (40.7%) ・「個人・家族・親族で墓地を取得したい」が 21 人 (35.6%)
墓地の今後のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たに作られる墓地は決められた場所に集約すべき」が 47 人 (50.5%) ・「既存の墓地でも場合によっては移転し集約すべき」が 23 人 (24.7%)
墓地の集約場所	<ul style="list-style-type: none"> ・「住宅地から離れている場所」が 32 人 (34.4%) ・「墓地返還後の跡地」が 31 人 (33.3%)
墓地の形式のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい」が 39 人 (41.9%) ・「永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい」が 32 人 (34.4%)
墓地に感じていること	<ul style="list-style-type: none"> ・「見慣れた景色の一部で、特に何も感じない」が 36 人 (38.7%) ・「生活環境や衛生・防犯などの面で良くない」が 30 人 (32.3%)

(2)東地区における墓地課題

1) 墓地の適正管理に関する課題
<p>○本地区の墓の立地状況は、9割は集積しているものの、市街地や集落の中に立地しているものが5割あり、墓地の緑化や清掃等の管理徹底を図る必要があります。</p> <p>○何年も管理されずに無縁化していると想定される墓地が11基(2.8%)あり、改葬等の措置が必要です。</p>
2) 墓地需要に関する課題
<p>○平成44年までに440基の墓地需要が見込まれます。</p> <p>○墓地の経営主体としては、個人墓地が4割を占めており、他地区よりも個人墓地所有の意向が高い傾向にあります。</p>
3) 適正な墓地立地の規制・誘導に関する課題
<p>○墓地立地のあり方について、新たな墓地も既存の墓地も規制すべきが7割を占めていることから、厳しい立地規制を行い、良好な生活環境を維持する必要があります。</p>

(3)東地区の墓地整備の方針

1) 墓地の適正管理
<p>○住宅と隣接している墓地については、所有墓地の適正管理の啓発に努め、緑化を促すなど、周辺環境へ配慮するよう指導を行います。</p>
2) 新たな墓地需要への対応
<p>○新たな墓地需要に対しては、既に墓地が集積している場所に設置し、墓地が点在化することのないよう促します。</p>
3) 適正な墓地立地の規制・誘導
<p>○墓地立地の規制について周知徹底を図り、無許可で墓地が造られることのないよう努めます。</p>

- 凡 例**
- 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）※該当無し
 - 地域森林計画の対象民有林（森林法）保安林（森林法）※該当無し
 - 地すべり防止区域（地すべり等防止法）※該当無し
 - 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）※該当無し
 - 市街化区域・用途地域（都市計画法）
 - 市街化調整区域（都市計画法）
 - 既存墓地

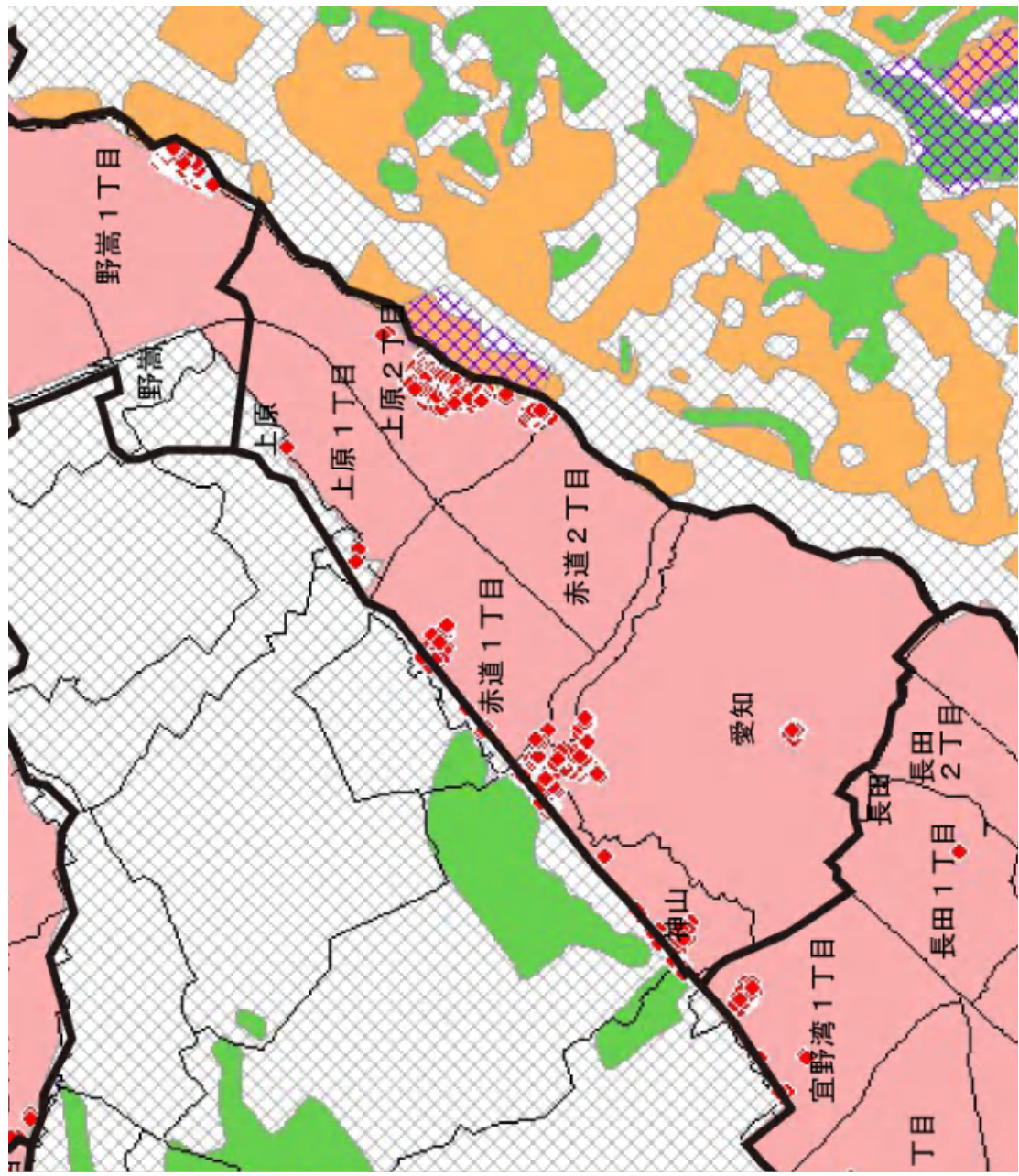


図5-5-1 東地区の墓地分布状況